

報告第4号

令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見（別添）をつけて報告します。

令和2年9月3日提出

多可町長 吉田 一 四

1 健全化判断比率

(単位：%)

	令和元年度 決算	早期健全化基準	財政再生基準	備考
①実質赤字比率	-	13.89	20.00	
②連結実質赤字比率	-	18.89	30.00	
③実質公債費比率	15.5	25.0	35.0	
④将来負担比率	30.5	350.0	-	

(備考)

①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「-」と記載する。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和元年度 決算	経営健全化基準	備考
宅地造成事業特別会計	-	20.0	
水道事業特別会計	-	20.0	
下水道事業特別会計	-	20.0	

(備考)

資金不足が生じない場合は、「-」と記載する。

多 監 第 1 0 号
令和 2 年 8 月 2 4 日

多可町長 吉 田 一 四 様

多可町監査委員 池 田 和 史



多可町監査委員 大 山 由 郎



令和元年度多可町一般会計、特別会計及び公営企業会計決算
審査意見書並びに令和元年度多可町健全化判断比率等に係る
審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、
審査に付された令和元年度多可町一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計
歳入歳出決算について、それぞれの決算書及び関係諸帳簿、証拠書類を審査し
た結果、別紙のとおり意見を付する。

並びに、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第
1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び公営企業資金不足比率
について、その算定に基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙の
とおり意見を付する。

令和元年度多可町健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

		令和元年度 決 算	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準	備 考
実 質 赤 字 比 率		—	13.89	20.0	
連 結 実 質 赤 字 比 率		—	18.89	30.0	
実 質 公 債 費 比 率		15.5	25.0	35.0	
将 来 負 担 比 率		30.5	350.0		
資金 不足 比率	下水道事業特別会計	—	20.0		
	水道事業特別会計	—	20.0		
	宅地造成事業特別会計	—	20.0		

(2) 個別意見

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、多可町は収支黒字で比率表示はない。今後もこの状態の維持に努められたい。

- ・実質公債費比率

令和元年度の実質公債費比率(3か年平均)は15.5%であり、前年度の17.2%より1.7ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。単年度比較では、前年度16.2%より5.2ポイント低い11.0%と大きく減少している。これは、地方債償還計画による自然減に加え、前年度実施した繰上償還により地方債の償還が減少した影響が大きい。また公営企業や一部事務組合に係る準元利償還金の減少も比率の改善に寄与している。

今後、計画されている大型事業の実施により、指標の上昇が見込まれる。町民に長期的な指標推移ならびに財政状況を説明する義務があり、常に指標推移には十分注視し、さらに一層の行財政改革を求める。

・将来負担比率

令和元年度の将来負担比率は 30.5%であり、前年度の 43.0%より 12.5 ポイント低下し、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

これは、前年度と比較して、交付税算入見込み額等が 6 億 8,856 万 4 千円、標準財政規模が 3 億 1,716 万 1 千円減少したものの、将来負担額が 15 億 7,715 万 7 千円減少したこと等によるものである。

主な内訳は、将来負担額で地方債残高 8 億 7,202 万 2 千円、公営企業債等繰入見込額 6 億 4,185 万 6 千円減少し、これらに伴う起債残高への基準財政需要額算入見込みも 8 億 4,223 万 4 千円減少した。

地方債の借入れについては、今年度については大型の投資的事業が無く、地方債の借入額が少なかったが、今後、新ごみ処理施設の大型投資事業も控えていることから、より綿密な計画による行政経営に努められたい。

・資金不足比率

本町の公営企業特別会計において、資金不足は発生していない。今後もこの状態の維持に努められたい。

(3) まとめ

本町の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも経営健全化基準を下回っており、財政状況はおおむね良好な状態にある。

実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも前年度数値から改善した。

しかしながら、今後、新ごみ処理施設などの大規模事業や、その他の公共施設更新や長寿命化等により町債の活用が見込まれるが、後年度負担を踏まえた中で公債費の抑制に努めるとともに、引き続き長期的展望に立ち、各比率の動向を見極め、各世代の負担が公平となるよう、事業の選択と集中により効率化を図ることで経費の抑制に努めながら、健全でバランスのとれた財政運営をお願いしたい。